

令和５年度第３回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会

日 時 令和５年１０月 ４日（水）
午後１時３０分
場 所 野田市役所 ８階大会議室

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議 題

（１）第９期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定について

- ① 第９期野田市シルバープランにおける課題の抽出について
- ② 第９期野田市シルバープランの骨子案について
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの必要性について

４ 報 告

- （１）地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について
- （２）地域密着型サービス等（看護小規模多機能型居宅介護）事業所の指定更新について
- （３）地域密着型サービス等（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所の指定更新について

５ そ の 他

第9期野田市シルバープランにおける課題の抽出について

日常生活圏域ニーズ調査等の各種調査、地域ケア会議による課題、地域包括ケア「見える化」システムから見える現状、第8期野田市シルバープランの実施状況からの課題等より、第9期野田市シルバープランの課題は、第8期野田市シルバープランの課題を継承し、以下のとおりとしました。

1 要介護認定までの処理日数の短縮

介護保険制度においては、要介護認定に係る申請から30日以内に認定を行うこととされていますが、野田市の令和4年度の申請から認定までの平均日数は約50日となっており、処理日数の短縮が喫緊の課題となっています。

要介護認定の遅れは利用者にも事業者にも影響を与えるものであり、要介護認定を速やかに実施するため、認定事務の抜本的な改善を行う必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、要介護認定の従来の有効期間に、調査や審査はせず、新たに12か月を合算できる臨時的な取扱いが令和5年度で終了し、認定調査数及び審査件数が増加することから、増加分を処理するため、市が行うこととされている新規申請の調査にも対応可能な、指定事務受託法人に調査を委託していく必要があります。

2 高齢者の自立支援・重度化防止のため、自助・共助による取組の推進

地域包括ケア「見える化」システムから、前期・後期高齢者割合を見ると、本市では全国、県及び近隣市と比べ前期高齢者の割合が高く、一方、高齢化率の割合を比較すると、全国、県を上回っており、今後は後期高齢者の割合が増加することが想定されます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からは、前期高齢者からの健康寿命延伸の取組や生活機能低下の可能性がある方を把握して状況に合わせた介護予防事業を展開していくことや、高齢者の孤立防止や生きがいづくりの観点から地域での会・グループ等への参加率の向上が必要と考えられ、自立支援・重度化防止の取組や身近な場所での自助・共助による取組が課題として考えられます。

3 介護予防や認知症への対応のため、既存の社会資源の有効活用

在宅介護実態調査では、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、移送サービス（介護・福祉タクシー等）、外出同行（通院、買い物など）といった外出に対する支援へのニーズが高くなっています。

また、地域ケア会議では、介護予防や認知症への対応のため、社会資源の活用や介護保険制度以外の支援体制の必要性が挙げられており、介護保険だけに頼ることなく地域にある様々な社会資源を把握し、有効に活用することが課題として考えられます。

4 地域包括ケアシステムの構築のため、医療と介護の連携強化

地域ケア会議では、地域包括ケアシステムの構築のために、医療・介護の連携強化の必要性や、複雑な問題を抱える個別ケースや制度の狭間となるケースについて、多面的（制度横断的）支援の展開が図れるよう、各専門機関との連携強化や、各専門職のスキルアップの必要性が挙げられています。

また、在宅介護実態調査では、要介護度が進んだ場合でも自宅で暮らし続けたいと希望される方が多い一方、訪問診療の利用は前回調査より増加しているものの低い状況となっています。

野田市では医療と介護の連携の取組が行われていますが、現在、医師会が運用している医療介護連携システムを、市が主体となって運用することにより、医療・介護関係者間の速やかな情報共有を実施する必要があります。今後、訪問診療も含めて、安心して在宅で医療や介護を受けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が課題として考えられます。

5 介護者の就労継続のため、介護離職者ゼロを目指した取組の推進

在宅介護実態調査では、自宅で介護をしている主な介護者は身体的に『負担が強い』と回答している方は前回調査より減少しているものの依然高く、働きながらの介護の継続については『継続は難しい』が前回調査より増加して2割弱となっており、仕事と介護を両立するための負担が高いことがうかがえます。

介護現場ではケアマネジャー等の介護人材の不足が見られるため、人材確保や生産性の向上などを通じた在宅介護を支える介護サービスの基盤整備や、介護による離職を防ぐため、介護者の負担軽減のための取組の構築が課題として考えられます。

6 施設サービス等の整備と質の向上

特別養護老人ホームの整備については、待機者数の推移、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の整備を検討していく必要があります。地域密着型サービスは後期高齢者の増加に伴い、その状況に合わせた事業の展開が求められることから、必要な整備の検討が課題となっています。

また、介護サービス事業所調査からは、継続的な人材の確保・育成、離職の防止、利用者の確保等による経営基盤の強化といった課題が考えられ、施設サービス等の円滑かつ適正な運営を通し、サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護が課題として考えられます。

7 高齢者の尊厳を守るため、高齢者一人一人の権利が尊重される仕組みの構築

地域包括支援センターではこれまでも権利擁護業務として、高齢者虐待や困難事例への対応を行ってきました。また、野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議等により、関係機関と情報交換や協議を行うなど、連携強化を図ってきました。さらに、虐待防止条例の制定に向けて手続を進めています。

一方、地域ケア会議では、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター

の体制強化を図り、高齢者や各関係機関への更なる周知の必要性が挙げられており、今後も、高齢者の尊厳を守るため、高齢者一人一人の権利が尊重される仕組みの構築が課題として考えられます。

8 認知症になっても安心して暮らしていくため、認知症への理解と早期対応

認知症施策については、2万人の養成を目標とした認知症サポーター育成事業や認知症の家族の方の負担を軽減することを目的としたオレンジカフェ（認知症カフェ）の開設支援及び周知などを中心に推進を行っています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口の認知度が2割弱と前回調査より低くなっていることから、認知症になっても安心して暮らしていくため、認知症への理解と早期対応が課題と考えられます。

抽出した課題を受け、第9期野田市シルバープランの施策の方向性を以下のとおり整理しました。

【施策の方向性1】 高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり

課題（1）要介護認定までの処理日数の短縮

課題（2）高齢者の自立支援・重度化防止のため、自助・共助による取組の推進

課題（4）地域包括ケアシステムの構築のため、医療と介護の連携強化

課題（5）介護者の就労継続のため、介護離職者ゼロを目指した取組の推進

【施策の方向性2】 高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり

課題（3）介護予防や認知症への対応のため、既存の社会資源の有効活用

【施策の方向性3】 高齢者が安心して生活できる環境づくり

課題（6）施設サービス等の整備と質の向上

課題（8）認知症になっても安心して暮らしていくため、認知症への理解と早期対応

【施策の方向性4】 高齢者の権利が尊重されるまちづくり

課題（7）高齢者の尊厳を守るため、高齢者一人一人の権利が尊重される仕組みの構築

以上のことから、第9期野田市シルバープランにおいても、第8期野田市シルバープランの基本理念・基本目標を継承いたします。

第 9 期野田市シルバープランの骨子案について

議題 1-①の第 9 期野田市シルバープランの課題及び介護保険事業計画の基本指針を踏まえ、第 9 期計画においても第 8 期計画の基本理念、基本目標及び基本方針を踏襲することとし、現状に合わせ、次のとおり再構築しました。

1 施策の体系

基本理念	～健康スポーツ文化都市～ 高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち			
基本目標	高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり	高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり	高齢者が安心して生活できる環境づくり	高齢者の権利が尊重されるまちづくり
基本方針	高齢者の健康づくりの推進			
	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供			
	民間活力を活用した多角的なサービスの提供			
	高齢者の生きがいづくりの推進			
	高齢者にやさしいまちづくりの推進			
	高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚			
	高齢者の人権の擁護			
基本施策	【介護保険事業計画】			
	地域包括ケアシステムの深化・推進		施策の取組(各論)	
	介護給付適正化計画			
	【老人福祉計画】			
	地域包括ケアシステムの深化・推進		高齢者の健康づくりの推進	
	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供			
	民間活力を活用した多角的なサービスの提供			
	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者にやさしいまちづくりの推進	
	高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚		高齢者の人権の擁護	

2 第9期野田市シルバープランの骨子案

【介護保険事業計画】

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

◆地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の概要
- ② 介護予防・生活支援サービス事業
- ③ 東京理科大との多様なサービスの導入についての共同研究
- ④ 一般介護予防事業

(2) 包括的支援事業

- ① 地域包括支援センターの機能と役割
- ② 在宅医療・介護連携推進事業
- ③ 認知症総合支援事業
- ④ 生活支援体制整備事業
- ⑤ 地域ケア会議の開催
- ⑥ 地域包括支援センターの設置
- ⑦ 地域包括支援センターの業務負担軽減**
- ⑧ 地域包括支援センター運営協議会

(3) 任意事業

(4) 地域支援事業における利用者負担の在り方

(5) 保険者機能強化推進交付金等の活用について

2 施策の取組（各論）

◆地域支援事業の適切な提供

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ① 介護予防・生活支援サービス
- ② 一般介護予防事業
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(2) 包括的支援事業

- ① 地域包括支援センターの機能と役割
- ② 在宅医療・介護連携推進事業 **【連携システムの活用の推進】**
- ③ 認知症総合支援事業
- ④ 生活支援体制整備事業
- ⑤ 地域ケア会議の開催

(3) 任意事業

- ① 家族介護等への対応
- ② 認知症高齢者に係る施策の推進
- ③ 在宅サービスの適切な提供
- ④ 施設サービス及び地域密着型サービスの適切な運営の推進

◆健康増進活動の推進

- ◆地域密着型サービスの適切な提供
- ◆施設サービスの適切な提供
- ◆介護保険制度の円滑な運営
 - (1) 介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援
 - (2) その他

3 介護給付適正化計画

- (1) 考え方
- (2) 適正化事業の推進

(3) 介護給付適正化主要 3 事業の取組 【5 事業から 3 事業へ変更】

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプラン点検
- ③ 住宅改修・福祉用具実態調査 【ケアプラン点検に統合】
- ③ 縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤ 介護給付費通知

【老人福祉計画】

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 高齢者の健康づくりの推進
 - (1) 健康増進活動の促進
 - (2) 疾病予防の促進
 - (3) 安心できる医療供給体制の構築
- 3 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供
 - (1) 居宅サービスの適切な提供
 - (2) 施設サービスの適切な提供
 - (3) 介護人材の確保
- 4 民間活力を活用した多元的なサービスの提供
 - (1) ボランティア活動の推進
- 5 高齢者の生きがいづくりの推進
 - (1) コミュニティ活動の促進
 - (2) 生きがい対策の充実
 - (3) 就労対策の充実
- 6 高齢者にやさしいまちづくりの推進
 - (1) 高齢者の生活の安全確保
 - (2) 高齢者に配慮したまちづくりの推進
- 7 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚
 - (1) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚
- 8 高齢者の人権の擁護
 - (1) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成
 - (2) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進

介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの必要性について

1 介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの必要性について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の多様なサービスの導入について、市民のニーズを把握するために、東京理科大学の協力のもと、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に独自設問を設定し、市民の意識調査を実施しました。

2 意識調査の結果・考察について

地方自治体等の施策の実施に対して、経済性の観点から評価する「費用便益分析」があります。便益と費用との差が正の値（0より大きい値）であれば、施策を実施することは合理的であると判断する手法です。この費用便益分析の便益とは、政策実施を考える地域の住民が、その政策に対してどの程度のお金（税金）を支払って良いかという指標で見積もられ、この指標を「支払意思額」といいます。

表1「サンプル特性」に示されているサンプルから下記のようなそれぞれのケースについて年間の支払意思額を推定しました。

- ホーム① 訪問介護を従前相当サービスで実施する場合
- ホーム② 訪問介護を基準を緩和したサービスで実施する場合
- ホーム③ 訪問介護をボランティアが実施する場合
- ホーム④ 保健師等による居宅での相談指導等
- デイ① 通所介護を従前相当サービスで実施する場合
- デイ② 通所介護を基準を緩和したサービスで実施する場合
- デイ③ 通所介護をボランティアが実施する場合
- デイ④ 通所での運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム

表2「各属性別の支払意思額（WTP）」には、それぞれのケースにおける男女別、年齢別、生活圏域別の支払意思額が示されています。本表の「全体」の行の支払意思額については、それぞれのケースの平均値を表しています。

各ケースの平均値を見ると、訪問と通所の両方において、従前相当サービスの支払意思額が高く、基準を緩和したサービス、ボランティアが実施するサービス、保健師等による居宅での相談指導等、通所での運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムには、ほとんど差はみられません。

男女別に見ると、男性に比べ、女性の方が全体的に支払意思額が高くなっています。

年齢別に見ると、70歳から79歳の年齢層が、支払意思額が最も低く、80歳以上になると60歳から69歳の年齢層より増加することがわかります。このことか

ら、70 歳台になると介護に対する意識が低下する傾向となりますが、80 歳以上になると向上することがうかがえます。

また、日常生活圏域ごとに見ると、中央・東部地区と南部・福田地区では、訪問と通所ともに「基準を緩和したサービス」の支払意思額が「ボランティアが実施するサービス」より高い傾向にあります。

以上の結果より、訪問と通所の両方において、従前相当サービスよりも、多様なサービスのニーズは低く、本調査から、多様なサービスの導入は見送ることとします。なお、今後も需給の動向を注視し、多様なサービスの導入について、検討していきます。

なお、費用便益分析において必要な「費用」については、多様なサービスを導入する際にサービスごとに算出し、本分析により推定された支払意思額を用いて、多様なサービス導入の合理性と市民の満足度を計り、導入する多様なサービスの判断材料の一つとして活用していきたいと考えております。

表 1 サンプル特性

属性	属性（詳細）	回答者数	割合
N		724	
性別	男	332	45.86%
	女	392	54.14%
年齢	平均値（SD）	74.6	5.968
	最年少（歳）	65	
	最高齢（歳）	94	
	60-69歳	151	20.86%
	70-79歳	423	58.43%
	80歳以上	150	20.72%
日常生活圏域（人）	中央・東部	176	24.31%
	男性	88	
	女性	88	
	南部・福田	181	25.00%
	男性	85	
	女性	96	
	北部・川間	191	26.38%
	男性	79	
	女性	112	
	関宿	176	24.31%
	男性	80	
	女性	96	
要支援 1		16	
要支援 2		12	

表2 各属性別の支払意思額（WTP）（単位：円）

	ホーム①	ホーム②	ホーム③	ホーム④	デイ①	デイ②	デイ③	デイ④
全体	4,110	3,403	3,228	3,154	3,668	3,055	2,959	3,071
性別								
男	4,064	3,476	3,249	3,080	3,539	3,106	2,915	2,896
女	4,148	3,340	3,214	3,226	3,772	3,015	3,002	3,225
年齢								
60-69歳	4,285	3,392	3,411	3,251	3,883	3,270	3,105	3,288
70-79歳	3,964	3,283	3,045	3,019	3,495	2,897	2,767	2,891
80歳以上	4,411	4,041	3,803	3,582	4,137	3,414	3,680	3,532
日常生活圏域								
中央・東部	4,395	3,578	3,258	3,309	3,909	3,168	2,816	3,216
南部・福田	4,176	3,499	3,284	2,918	3,516	3,206	3,015	3,052
北部・川間	3,986	3,198	3,194	3,313	3,748	2,825	2,962	3,084
関宿	3,998	3,409	3,197	3,039	3,497	3,084	3,049	2,934

3 総合事業費と地域支援事業交付金の上限額の推計について

介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスについては、第8期計画期間中に、総合事業費と上限額の推移を注視し、その導入について検討していくこととなっています。

東京理科大学との共同研究の中で、総合事業費と地域支援事業交付金の上限額（以下「上限額」という。）の今後の推移を推計した結果、第9期計画期間（令和6年度から8年度まで）の間について、総合事業費が上限額を下回る結果を得たため、本推計からも、多様なサービスの導入は、見送ることとします。（図1「上限額と総合事業費」参照）

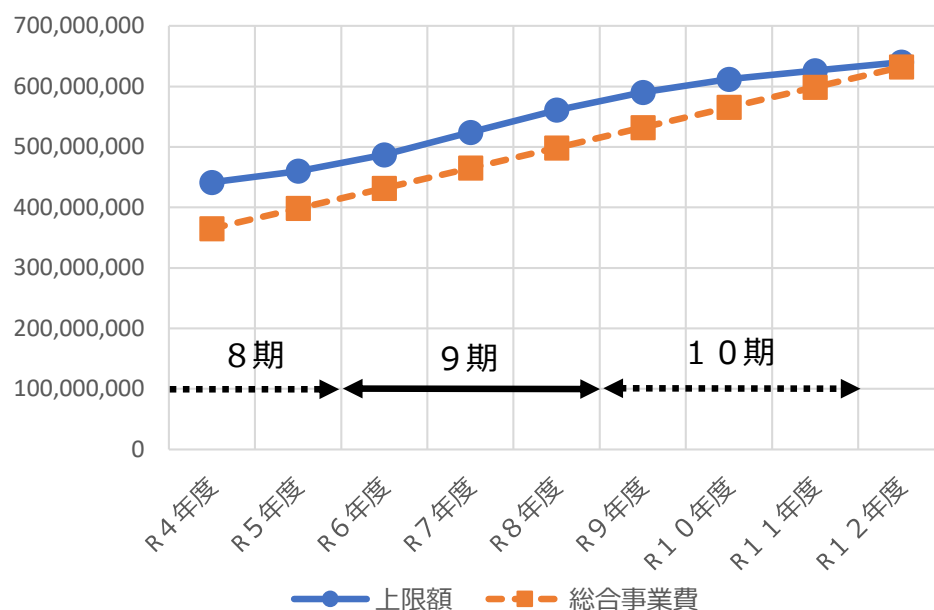


図1 上限額と総合事業費

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	だんらの家桜木
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市桜木 22-2
4 運営事業者	株式会社プレジ
5 代表者氏名	田口 有希子
6 指定更新年月日	令和5年9月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
（地域密着型通所介護）

この確認書は、次のとおり令和５年６月２１日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第７８条の１２において準用する同法第７０条の２第１項の指定の更新をするに当たり、同法第７８条の２第６項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市木野崎 1758-143
	名 称	株式会社プレジ
	代表者氏名及び住所	田口 有希子 東京都練馬区大泉町 2-55-10
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市桜木 22-2
	名 称	だんらの家桜木
	管 理 者 氏 名	岡野 真弓

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（看護小規模多機能型居宅介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	アロハナーシングケアハウス
2 サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護
3 事業所所在地	千葉県野田市木間ヶ瀬 2764-63
4 運営事業者	一般社団法人アロハねこ
5 代表者氏名	山下 久子
6 指定更新年月日	令和5年9月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
（看護小規模多機能型居宅介護）

この確認書は、次のとおり令和５年６月３０日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第７８条の１２において準用する同法第７０条の２第１項の指定の更新をするに当たり、同法第７８条の２第６項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市木間ヶ瀬 2764-63
	名 称	一般社団法人アロハねこ
	代表者氏名及び住所	山下 久子 千葉県野田市宮崎 123-30
サービスの種類		看護小規模多機能型居宅介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市木間ヶ瀬 2764-63
	名 称	アロハナーシングケアハウス
	管 理 者 氏 名	山下 久子

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12及び第115条の21の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）
- (5) 野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

2 指定更新申請事業者等

1 事業所の名称	グループホームソラスト川間
2 サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
3 事業所所在地	千葉県野田市中里 1564-2
4 運営事業者	株式会社ソラスト
5 代表者氏名	藤河 芳一
6 指定更新年月日	令和5年9月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）

この確認書は、次のとおり令和 5 年 6 月 30 日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第 78 条の 12 及び 115 条の 21 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の指定の更新をするに当たり、同法第 78 条の 2 第 6 項及び第 115 条の 12 第 4 項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	東京都港区港南一丁目 7 番 18 号
	名 称	株式会社ソラスト
	代表者氏名及び住所	藤河 芳一 東京都品川区東品川四丁目 11 番 36-1912 号
サービスの種類		認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市中里 1564-2
	名 称	グループホームソラスト川間
	管 理 者 氏 名	小沼 克也

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び 115 条の 12 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可